

令和8年4月1日

杉戸町建設工事標準請負契約約款の改正について

国土交通省は、令和7年12月2日付国土交通省中建審第2号において、公共工事標準請負契約約款の一部改正を行う旨の通知がありました。

これを踏まえ、当町においても下記のとおり杉戸町建設工事標準請負契約約款を改正しますので、ご留意いただきますようお願いします。

記

1 主な改正事項

- ① 他機関が発注した工事との調整規定の創設について(第2条)
- ② 請負代金内訳書に明示する項目の追加について(第3条)
- ③ コミットメント条項の新設について(第3条の2)
- ④ 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について(第24条、第25条、第26条)
- ⑤ 前払金の使途に関する規定の見直しについて(第37条)
- ⑥ 遅延利息の率を年2.5%から年3.0%に変更(全般)

2 適用日

令和8年4月1日から施行する。

※ 改正後の杉戸町建設工事標準請負契約約款は、町ホームページに掲載しています。

<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/9622.html>

杉戸町管財契約課 契約審査担当
0480-33-1111(内線273)